

平成29年度 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定多数の者対象）前期
開 催 要 綱

- 1 目 的 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、介護職員等による喀痰吸引等を実施することができることとなった。そのため、本事業は特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。
- 2 実施主体 石川県
- 3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
研修協力機関 石川県公立大学法人 石川県立看護大学附属地域ケア総合センター
- 4 受講対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業等に就業している介護職員等で、以下の条件を全て満たす者
 - ① 実地研修先を確保できること → 実地研修先：指導看護師等がいる施設・法人内等であること。（原則、勤務先）
別紙の要件を満たす事業所等であること。
※ 指導看護師等の養成講習は同時に受け付けています。
 - ② 介護福祉士又は同等の知識等を有するとして施設長が推薦した者であること
- 5 定 員 七尾会場 30名 金沢会場 70名
※受講希望者が定員を超過した場合、現に喀痰吸引等が必要な方の人数や緊急性等を勘案し、決定します。
- 6 研修内容・日時 ※期日・時間等に変更が生じる場合があります。
 - ① 基本研修（講義） 50時間 研修内容は別表1参照
 - <七尾会場> <金沢会場>
 - 1日目 5月15日（月） 5月20日（土）
 - 2日目 5月17日（水） 5月21日（日）
 - 3日目 5月24日（水） 5月30日（火）
 - 4日目 5月25日（木） 5月31日（水）
 - 5日目 6月 1日（木） 6月 7日（水）
 - 6日目 6月 2日（金） 6月 8日（木）
 - <県立看護大学（受講者全員）>
 - 7日目 6月17日（土）
 - 8日目 6月18日（日）
 - ※7日目・8日目の受講日は、本会で指定します。
 - ※1日目、2日目、金沢会場の4日目は、8時45分から受付、8時55分からオリエンテーション
 - 3日目以降（金沢会場の4日目除く）は、8時50分から受付、9時15分からオリエンテーション

② 筆記試験

7月3日(月) 10:00~11:30 予定

③ 基本研修(演習) 研修内容は別表2参照

<県立看護大学(受講者全員)>

1日目 7月16日(日)・17日(月 祝)のいずれか1日

2日目 7月22日(土)・23日(日)のいずれか1日

※1日目・2日目の受講日は、本会で指定します。

※各日、8時50分から受付、9時20分からオリエンテーション、演習の修了状況によって、終了時間が延長となる場合があります。また、演習を修了できなかった場合は、後日、再受講となる場合がありますので、ご注意ください。

④ 実地研修 研修内容は別表3参照

基本研修を修了し、筆記試験に合格後、本会と各法人が実地研修の委託契約を締結し、受講者用の損害賠償保険に加入した後、定められた回数を実施

7 会 場 ※各会場の詳細については、受講決定通知に記載します。

※なお、住所等の情報を踏まえて、会場は本会で指定します。

(1) 基本研修(講義1日目~6日目)

<七尾会場> 1~2日目 石川県立看護大学 地域ケア総合センター研修室
かほく市学園台1丁目1番地

3~6日目 七尾サンライフプラザ第24会議室 七尾市本府中町ヲ部38番地

<金沢会場> 福祉総合研修センター4階 第1研修室 金沢市本多町3丁目2番15号
石川県社会福祉会館4階 大ホール、中ホール 金沢市本多町3丁目1番10号
受講者用の駐車場はありません。公共交通機関、周辺の有料駐車場をご利用ください。

基本研修(講義7日目~8日目、演習1日目~2日目)

石川県立看護大学 かほく市学園台1丁目1番地

駐車台数に限りがあります。できるだけ乗り合わせでお越しください。

大学へお越しの際は、土日祝日は、高松駅一看護大学のバスは運休です。

(2) 筆記試験 石川県社会福祉会館4階 大ホール 金沢市本多町3丁目1番10号

受講者用の駐車場はありません。公共交通機関、周辺の有料駐車場をご利用ください。

(3) 実地研修 原則として、指導看護師のいる勤務先の事業所等

8 受講費用

- ・ 受講料 11,500円 ※研修1日目の受付時に、『石川県証紙』で納付していただきます。
- ・ 資料代、消耗品費 6,500円 ※研修1日目の受付時に、『現金』で受け取ります。
- ・ 実地研修に係る損害保険料 2,000円 ※実地研修開始前に徴収します。

9 受付期間 平成29年4月10日(月)~4月16日(日)まで

10 申込方法

ホームページからの申込手順

- ① 石川県社会福祉協議会サイト (URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp>) の上部メニュー「福祉の研修」ボタンをクリックしてください。
- ② 「研修新着情報」の一覧が表示されています。ここには10件までしか表示されませんが、この他の受付中の研修は右上の「研修新着情報の一覧」をクリックすれば、すべてが表示されます。
- ③ 受講希望の研修名をクリックすれば、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ④ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄に「要綱」と「申込」がありますが、この「申込」ボタンをクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ⑤ 必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして、申込完了です。
- ⑥ 申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、ご注意ください。（なお、このメールは受講承認の意味ではありません。）

- 11 **受講承認** 受付期間終了後、定員の範囲内で承認し、4月24日(月)頃、研修申込書に記載のメールアドレスに通知します。なお、研修日選択は要望に添えない場合があります。
- 12 **留意事項** 実地研修は、受講者が勤務する事業所等で実施することを原則とします。勤務する事業所等で指導看護師等が確保できず、実地研修を行うことができない場合、他事業所等との調整は各自で行っていただきます。
- 13 **その他**
 - (1) 研修の全課程を修了した受講者に、修了証書を交付します。
 - (2) 各回、出欠確認用の印鑑をご持参願います。
 - (3) 昼食は、各自でご準備願います。
 - (4) **基本研修免除について** (介護福祉士実務者研修等で「医療的ケア」を修了した方向け)
介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における基本研修が免除になります。この場合、実地研修からの受講となりますので、別途申込が必要になります。
なお、平成29年度の申込みは7月と10月の2回のみとなります。
※詳細は、別紙様式をご覧ください。

14 問合せ先

- (1) 制度関係 石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ 担当:鍛冶口 TEL 076(225)1416
石川県健康福祉部障害保健福祉課 企画推進グループ 担当:眞田 TEL 076(225)1428
- (2) 研修関係 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 担当:北脇、中田
〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 福祉総合研修センター (県立図書館内)
TEL 076(221)1833 FAX 076(221)1834

(別表1) 基本研修(講義)の内容及び時間数

大項目	中項目	時間(h)
1 人間と社会	1. 個人の尊厳と自立	0.5
	2. 医療の倫理	0.5
	3. 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
2 保健医療制度とチーム医療	1. 保健医療に関する制度	1.0
	2. 医行為に関係する法律	0.5
	3. チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	1. 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2. 救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1. 感染予防	0.5
	2. 職員の感染予防	0.5
	3. 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4. 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1. 身体・精神の健康	1.0
	2. 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	3. 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	1. 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2. いつもと違う呼吸状態	1.0
	3. 喀痰吸引とは	1.0
	4. 人工呼吸器と吸引	2.0
	5. 子どもの吸引について	1.0
	6. 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7. 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
	8. 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9. 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	1. 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 吸引の技術と留意点	5.0
	3. 喀痰吸引に伴うケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	1. 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2. 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3. 経管栄養法とは	1.0
	4. 注入する内容に関する知識	1.0
	5. 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6. 子どもの経管栄養について	1.0
	7. 経管栄養に係る感染と予防	1.0
	8. 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ち	0.5
	9. 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10. 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	1. 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3. 経管栄養に必要なケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0

合計講義時間 50時間

(別表2) 基本研修(演習)の内容及び回数

ケア等の種類		実施回数
喀痰吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

(別表3) 実地研修の内容及び回数

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。

※上記5つの行為のうち、全ての実地研修が修了した後に、修了書の交付を受ける場合と、実地研修を修了した行為のみ、個別に修了書の交付を受ける場合を選択できる。

・実地研修

以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問介護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)
- (エ) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。
- (オ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (カ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
- (キ) 喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (ク) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること
- (ケ) 下記のⅠ、Ⅱの条件を満たしていること。

Ⅰ 施設(介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等)において実地研修を実施する場合

1 介護職員等が喀痰吸引及び経管栄養(以下「喀痰吸引等という。」)を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、喀痰吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。
- ③ 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) 喀痰吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導者講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ 喀痰吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、

承認された行為について行うこと。

- ④ 当該利用者に関する喀痰吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 施設における体制整備

- ① 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ 喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

II 利用者の居宅において実地研修を実施する場合

1 訪問介護員等が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、喀痰吸引等の実地研修の実施と訪問介護事業者、利用者のかかりつけ医、訪問看護事業者との連携対応について訪問介護事業者から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている訪問介護員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 利用者のかかりつけ医から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医、指導看護師及び訪問介護員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) 喀痰吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師が訪問介護員等を指導する。
- ② 訪問介護員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ 喀痰吸引等については、利用者のかかりつけ医に承認された訪問介護員等が、指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関する喀痰吸引等について、利用者のかかりつけ医、訪問看護職員及び訪問介護員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 体制整備

- ① 喀痰吸引等を実施する訪問介護事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図る体制の整備がなされていること。
- ③ 喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、喀痰吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医、指導看護師、訪問介護員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医・指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(介護福祉士実務者研修等で「医療的ケア」を修了した基本研修免除者対象)

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業
【実地研修申込書】

介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における基本研修を免除することができます。この場合、実地研修のみの受講で、研修を修了することができます。

実地研修のみ実施を希望する場合は法人で取りまとめの上、本様式でFAXまたは郵送にてお申込みください。

なお、実地研修の進め方や本会との業務委託契約などの詳細については、募集締め切り後に実地研修説明会を開催しますので、ご参加ください。(別途案内します。)

1. 申込期間

前期分 7月 3日 (月) ～ 7月14日 (金)

後期分 10月 2日 (月) ～10月13日 (金)

2. 添付書類

「医療的ケア」を修了したことがわかる書類 (実務者研修修了証明書、科目別修了認定証など)

法人名					
受講者 所属氏名等	No.	施設・事業所名	受講者氏名	実地研修を実施する施設	備考
	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
担当者名					
問合せ先	TEL() —				

(留意事項)

※申込みをせずに実地研修を実施した場合は、実地研修の修了証は発行されません。

※実地研修を開始する際には、本研修機関指定の損害賠償保険に加入していただきます。

<提出・問い合わせ先>

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 (県立図書館内) TEL 076(221)1833 FAX 076(221)1834